

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表				掲載・更新年月日：	2024年7月1日
金融事業者の名称		カナダロイヤル銀行			
■取組方針掲載ページのURL：		https://www.rbcm.com/jp/japan/policies.page			
■取組状況掲載ページのURL：		https://www.rbcm.com/jp/japan/policies.page			
原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所	
原則 2	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠實・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を追求すべきである。金融事業者は、こうした最善の利益が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	2.お客様の最善の利益の追求	2.お客様の最善の利益の追求に関する取組み	
	(注)	実施	2.お客様の最善の利益の追求	2.お客様の最善の利益の追求に関する取組み	
原則 3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について定期的に評価し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	3.利益相反の適切な管理	3.利益相反の適切な管理に関する取組み	
	(注)	実施	3.利益相反の適切な管理	3.利益相反の適切な管理に関する取組み	
原則 4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスとの対価に資するものかを明示し、顧客が理解しやすい情報提供すべきである。	実施	4.手数料の明確化等	4.手数料の明確化等に関する取組み	
原則 5	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則に示された事項に加え、金融商品・サービスの販売・推奨等にも重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	5.重要な情報等の分かりやすい提供	5.重要な情報等の分かりやすい提供に関する取組み	
	(注1)	実施	5.重要な情報等の分かりやすい提供	5.重要な情報等の分かりやすい提供に関する取組み	
	(注2)	実施	5.重要な情報等の分かりやすい提供	5.重要な情報等の分かりやすい提供に関する取組み	
	(注3)	実施	5.重要な情報等の分かりやすい提供	5.重要な情報等の分かりやすい提供に関する取組み	
	(注4)	実施	5.重要な情報等の分かりやすい提供	5.重要な情報等の分かりやすい提供に関する取組み	
	(注5)	実施	5.重要な情報等の分かりやすい提供	5.重要な情報等の分かりやすい提供に関する取組み	
原則 6	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経緯、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	6.お客様にふさわしいサービスの提供	6.お客様にふさわしいサービスの提供に関する取組み	
	(注1)	実施	6.お客様にふさわしいサービスの提供	6.お客様にふさわしいサービスの提供に関する取組み	
	(注2)	実施	6.お客様にふさわしいサービスの提供	6.お客様にふさわしいサービスの提供に関する取組み	
	(注3)	実施	6.お客様にふさわしいサービスの提供	6.お客様にふさわしいサービスの提供に関する取組み	
	(注4)	実施	6.お客様にふさわしいサービスの提供	6.お客様にふさわしいサービスの提供に関する取組み	
	(注5)	実施	6.お客様にふさわしいサービスの提供	6.お客様にふさわしいサービスの提供に関する取組み	
原則 7	【従業員に対する適切な勤続づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように定められた報酬・業績評価体系、従業員に対する適切な勤続づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	7.従業員に対する適切な勤続付けの枠組み	7.従業員に対する適切な勤続付けの枠組みに関する取組み	
	(注)	実施	7.従業員に対する適切な勤続付けの枠組み	7.従業員に対する適切な勤続付けの枠組みに関する取組み	

【問い合わせ先】

担当者

お問い合わせ先

連絡先

ikengury@rbcm.com